

## 第1回大田市農業委員会総会議事録

1、日 時 平成30年2月1日（木） 13：58 開会  
15：13 閉会

2、場 所 大田市役所本庁 2階 第2会議室

3、出席委員（17名）

1番	杉本勝徳	2番	古志泰博	3番	森脇公二郎
4番	竹下正也	5番	奥 雅守	6番	武田廣司
7番	福田佳代子	8番	戸嶋総一	9番	坂根 正
10番	田原洋司	11番	岩谷洋司	12番	戸島長四郎
13番	落合政顕	14番	大谷成志	15番	漆谷幸男
16番	三谷 薫	17番	山下 傳		

4、欠席委員（0名）

5、提出議題

議案第1号 会長の選出について  
議案第2号 会長職務代理者の選出について  
議案第3号 農地利用最適化推進委員の委嘱について  
議案第4号 大田市農業委員会規則の一部改正について

6、その他

(1) 担当地区の決定について  
(2) 専門委員会の設置及び運営について  
(3) 大田市農業委員会総会予定について

7、出席職員

本会議に出席した職員は次のとおりである。  
農業委員会事務局 局 長 三谷恵一  
次 長 長谷卓治  
係 長 白石利伸  
主 任 鉦 久美

## 議 事

局 長 失礼いたします。定刻より若干早いようですけれども、皆様お揃いのようなので、ただいまから大田市農業委員会の第6期第1回総会を開催いたします。

私は、農業委員会 事務局長の三谷でございます。本日の始めの所の進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず始めに定足数の確認をいたします。委員の皆様17名全員出席でございますので、会議の方は成立しております。

それでは開会にあたりまして、市長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

市 長 (市長あいさつ)

局 長 ありがとうございます。ここからの進行でございますが、慣例によりまして、楫野市長に仮議長をお願いしたいと思います。では、市長よろしくお願いいたします。

市 長 それでは、仮議長ということで進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

最初の総会でありますので、自己紹介を仮議席の1番から順次議席順に出身町とお名前をお願いいたします。

1 番 この度、初めて農業委員に任命されました杉本勝徳と言います。出身地区は、久利町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 番 久手町の古志泰博と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 番 川合町の森脇公二郎でございます。よろしくお願いいたします。

4 番 この度、初めて任命されました富山町出身竹下正也です。よろしくお願いいたします。

5 番 この度、初めての農業委員になりました仁摩町の奥雅守です。よろしくお願いいたします。

6 番 同じくこの度初めて任命されました大代町の武田と申します。よろしくお願いいたします。

7 番 私も農業委員として初めてで、皆さんにいろいろ教えていただきながら頑張りたいと思います。福田佳代子です。よろしくお願いいたします。

いします。

8 番 再任になりますけれど、水上町の戸嶋総一です。よろしくお願  
いいたします。

9 番 長久町の坂根正です。この度初めてですので、今後もよろしく  
お願いいたします。

10番 久手町の田原洋司です。引き続きよろしくお願いいたします。

11番 朝山町の岩谷洋司です。隣の田原さんとは同じ字を書きますが、  
読み方が違います。どうぞよろしくお願いします。

12番 温泉津町湯里から出ています、戸島長四郎と申します。よろし  
くお願いいたします。

13番 温泉津町井田です。落合と申します。よろしくお願いします。

14番 三瓶町の大谷成志です。よろしくお願いします。

15番 三瓶町の志学から出ています、漆谷幸男です。よろしくお願  
いします。

16番 静間町の三谷でございます。初めての参加でございます。どう  
ぞよろしくお願いいたします。

17番 大田町の山下傳と言います。どうぞよろしくお願いします。

市長 はい。ありがとうございました。

続きまして臨時議長を選出する必要がございます。

会長選出までの臨時議長でございます。市議会の例に倣いまし  
て、地方自治法第107条の規定によりまして「年長議員が臨時  
に議長の職務を行う。」となっておりますので、最年長の武田廣  
司委員さんをお願いしたいと思っております。よろしくお願いを申し上  
げます。

それでは、これをもちまして仮議長の役目を終えましたので、  
仮議長を退任いたします。ご協力ありがとうございました。

局長 市長さんには、次の公務もございますので、ここで退席とさせ  
ていただきます。ありがとうございました。

市長 それではよろしくお願いします。ありがとうございました。  
(市長退室)

局長 それでは、武田委員さん議長席の方へお願いいたします。  
(臨時議長 議長席へ)

臨時議長 失礼いたします。最年長ということで、臨時議長をつとめさ  
せていただきます。戸籍上は最年長ですが、気分は一番若い  
と思っております。よろしくご協力をお願いいたします。

私がやることは、議席の決定と議事録署名委員についての

指名、それと会長の選任、この3点について決めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、議席の決定でございますが、今、仮議席にすわっていただいておりますが、大田市農業委員会会議規則で委員の議席はくじで定めるとなっております。いかがいたしましうか。

8 番 先ほど、くじで仮議席を決めておりますので、この席次で行って良いと思ひます。

(賛成の声あり)

臨時議長 はい。戸嶋委員の方から、くじで決めた議席であるからそのまま本議席でいいのではというご意見でしたが、いまの仮議席を本議席としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

臨時議長 では、そのように決めます。

それでは次に、議事録署名委員の指名についてでございます。議事録署名は、会長、職務代理者を除き、番号1番から議席順としたいと思ひます。欠席の場合は、次回出席されたときに署名することによろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

臨時議長 それでは、異議なしとのことですので、議事録署名委員を指名いたします。1番の杉本委員と2番の古志委員です。よろしくお願ひいたします。なお、1番又は2番委員が会長又は職務代理者となられたときは、順番に繰り下げることといたします。

続きまして、議事に入ります。

議案第1号、会長の選出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局長 それでは、議案第1号を説明いたします。3枚目をお開きください。

会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により会長の選出を求めるものでございます。4ページに關係法令を付けております。ご覧いただきたいと思ひます。その中で、地方自治法118条第2項では、議員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる、同じく第3項では、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者をもって当選人と

するとなっております。したがって、被指名人が2名以上となったときは、選挙となります。

なお、互選の方法が選挙となったときの取扱は、大田市農業委員会規則第2条に定めてあるとおりでございます。抜粋関係法令をご確認いただきたいと思います。説明については以上でございます。

臨時議長 はい。事務局から説明したとおりですが、指名推選と選挙のどちらの方法で決定することといたしましょうか。皆さんのご意見を伺います。

13番 はい。氏名推薦でいいと思いますがいかがでしょうか。

臨時議長 今、指名推薦という意見がございましたが、その他意見はございませんか。

8番 私も賛同します。

臨時議長 指名推薦で異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

臨時議長 それでは御異議なしということで、氏名推薦によることといたします。被指名人をもって当選人と定めることとします。御異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

臨時議長 御異議なしということで、被指名人の推薦をお願いします。

8番 久手町の田原委員さんを推薦したいと思います。

臨時議長 ただ今、戸嶋委員から田原委員の指名がありました。外にございませんか。  
(異議なしの声あり)

臨時議長 異議なしということとなりますと、久手町の田原委員を会長に決定してもよろしいですね。  
(異議なしの声あり)

臨時議長 異議なしとのことですので、田原委員を会長に決定します。  
これをもちまして、私の役目は終わりましたので、田原会長の方に替わっていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

局長 それでは会長、よろしく申し上げます。  
(会長、議長席へ)

それでは会長就任の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長就任あいさつ)

それでは、続きまして、議案第2号、会長職務代理者の選出に

ついてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第2号の説明をいたします。まず、議案第2号のページを開いていただけますでしょうか。先程会長が決まりました。今回提出議案は、会長名を空欄としております。会長のお名前であります田原洋司様のお名前を記入していただきますでしょうか。よろしく願いいたします。

では、改めまして、議案第2号、会長職務代理者の選出について、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定によりまして、会長職務代理者の互選を求めます。方法につきましては、先程の会長の選出と同様でございますので、省略いたします。よろしく願いいたします。

会長 はい。事務局が説明したとおりです。先程ありました会長の選出と同じでありますけれど、指名推選と選挙のどちらの方法で互選するかお諮りします。いかがでしょうか。

13番 指名推薦でいいと思います。

会長 落合委員の方から指名推薦でどうだろうかということですが、いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

会長 異議なしということで、指名推薦によることといたします。被指名人をもって当選人と定めることとします。御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

会長 それでは御異議なしと認めます。被指名人の推薦を求めます。  
8番 会長職務代理者として、大田町の山下傳委員をご指名いたします。

会長 ただ今、山下傳委員の推薦がございました。皆さん方いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

会長 それでは、全員異議なしということで、山下傳委員を職務代理者として決定いたしたいと思っております。

局長 それでは、山下会長職務代理者にも就任のあいさつを一言いただければと思っております。よろしく願いいたします。

代理 (代理就任あいさつ)

会長 それでは、続きまして、議案第3号、農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

局長 はい。説明をいたします。7ページ目、議案第3号をお開

き頂きたいと思います。まず、議案第2号と同様に会長名が空欄となっておりますので、お手数ですが、記入をお願いいたします。

議案第3号、農地利用最適化推進委員の委嘱についてでございます。農業委員会等に関する法律の改正によりまして、新たに農地利用最適化推進委員を設置することとなりました。このことは、同法第17条第1項に、農業委員会において、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとなっております。

推進委員の選出につきましては、農業委員と同様に、昨年8月から9月にかけて公募を行い、各地域から28名の候補者の方々の推薦、応募をいただきました。12月12日において、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、提出書類等を基に候補者の評価を行いました。評価委員会の評価結果は、28名の候補者全員適任と認められました。これによりまして、別紙に記載してございます28名の候補者の皆様を農地利用最適化推進委員として委嘱することについて、ご承認を求めるものでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 はい。只今、事務局より説明がございました。この最適化推進委員の候補者につきまして、何かご質問等がありましたらお願いをいたします。

7 番 はい。最適化推進委員の28名の方の名前が出ておりますが、各地からそれぞれ選んでいただいたわけですが、これはかなり難航したんでしょうか、28名以上の応募があつて選ばれたのかどうなのかということと、女性の方が一人もいらっしやらないわけですが、女性の方の応募は難しいのでしょうか。

局 長 はい。では、事務局から状況をお話しします。昨年8月から1か月の予定で募集をかけましたが、なかなか定数に達しない状況で延長した経緯がございます。基本的には各地域が活動区域で、地域から選出していただくこととなりますので、地域の農業者の皆様に推薦を呼びかけまして、少し期限を超えた後も募集を重ねた結果、28名やっつと出ていただいたような状況でございます。従いまして、28名以上の方の応募はございませんでした。女性につきましても、なるべくならとの気持ちはございましたけれども、推薦につきましては1名もございませんでした。以上です。

会 長 いかがですか。  
7 番 わかりました。  
会 長 他にございますか。  
9 番 はい。記載の関係で誤りがありますので確認します。〇〇町の  
〇〇さんは年齢が違うと思います。  
局 長 大変失礼をいたしました。確認の上、正しい年齢をお知らせい  
たします。  
会 長 他にございますでしょうか。  
局 長 先ほどの年齢の誤りの件でございますが、〇〇才と記載してお  
りますが、〇〇才でございました。大変申し訳ありませんでした。  
会 長 名簿の方の修正もお願いいたします。  
局 長 はい。わかりました。  
会 長 他にないようですので、この議案について、お諮りしたいと思  
います。最適化推進委員の委嘱について、ご承認頂けますでしょ  
うか、如何でしょうか  
(異議なしの声多数)  
会 長 はい。異議なしということで、28名の推進委員さんの委嘱を  
承認とさせていただきます。  
それでは続きまして、議案第4号に移ります。大田市農業委員  
会規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明  
をお願いします。  
局 長 はい。それでは、議案第4号、資料につきましては、9枚  
目になると思います。お開き頂きたいと思います。議案第2  
号、3号と同様、会長名の記入をお願いいたします。  
それでは、大田市農業委員会規則の一部改正についてで  
ございます。  
まず、提案する理由でございますが、2点ございます。1  
点目は、大田市農業委員会の会議等の円滑かつ適正な運営を  
図るため運営委員会を新たに設置し、第6条に条項を加える  
ものでございます。これは、従来から内規的な運用で組織し  
ていた、会長・専門委員会正副委員長会を正式な委員会とし  
て設置するものでございます。  
2点目は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、事務  
局の事務分掌を見直すものでございます。  
詳細の説明につきましては、2枚めくっていただき11枚  
目からの新旧対照表でご説明いたします。下線がある部分が



改正のあるところでございます。

始めに、めくっていただき2ページ目、右側の改正後の欄をご覧ください。第6条でございます。運営委員会の条項を追加するものでございます。内容は、第1項は構成する委員を定めています。1番目、会長と会長職務代理者、2番目、この後説明のある専門委員会の正副委員長。3番目は、本日お配りした資料に農業委員会等に関する法律の抜粋を入れておりますのでご覧ください。第8条の6項に規定されている委員とは、農業委員会の業務に利害関係を有しない委員のこととでございます。具体的には福田委員が運営委員に就任することとなります。委員数は合計すると7名となります。

第2項、第3項では、運営委員会の役割と重要事項の執行に対しては、総会への報告、承認が必要であることを定めております。

第6条が追加されたことにより以下1条ずつ条項の繰り下げが発生いたします。

続きまして、2点目、事務分掌の変更でございますが、変更後の第13条をご覧ください。3ページでございます。今回の変更では、法律改正により、新たに加わる業務、廃止や統合されるもの、修正を行うものと3つのパターンがございます。まず、新たに加わる業務は、変更後の（1）農政係のウの農地利用最適化推進委員の委嘱等に関することと、ケの農業の担い手の育成、新規参入の促進に関すること、（2）農地係のエの農地利用の集積・集約化に関すること、オの遊休農地の発生防止・解消に関することの4点でございます。

事業が廃止となった業務は、現行の（1）農政係のウとカの業務でございます。また、（2）農地係のエの農地に係る所有権等についての仮登記に関する事につきましては、事務の発生が極めて少ないため、変更後のクの法律等に基づき委員会で処理することとされた事務に含めることといたしました。

また、修正を行うものとしましては、改正後の（1）農政係のエの現行が農家台帳となっておりますが農地情報も含まれますので農家農地台帳に変更し、現行のケとコの農業関係団体に関することを改正後は、クの各行政団体、各種団体等との連絡協調に関することに修正するものであります。また、現行のサ、農業者年金基金受託業務に関する事を改正後、コ

の農業者年金に関することと修正するものでございます。

これによりまして、資料の10枚目に戻っていただき、左上に大田市農業委員会規則第号と記載してある資料をご覧ください。

大田市農業委員会規則の一部を次のように改正する。第15条を16条に等以下、先程説明した内容が記載されております。この様式は、法令を改正する場合の形式に則ったものでございます。

ご承認を頂くと本日2月1日から施行することといたします。以上ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 はい。只今、事務局の方より農業委員会規則の一部改正についての説明がございました。少しわかりにくい部分もあったかもしれませんが、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

7 番 はい。農業委員会に関する法律が改正されたということで、このところでお聞きしたほうがいいかなと思うので発言させていただきます。農業委員会に関する法律が改正された中で、農業委員会の所掌事務から意見の公表とか他の行政庁への建議というのが法律上無くなったということですが、たとえば、つい最近ことですけれど、TPPについて、議会の方から要請があって、農業委員会としてはどのように考えるか、というようなことが出されて、会長さんが議会の方へ出向かれて、農業委員会としての意見をきちんと述べられました。だけど、今回法律で建議が無くなったことで、TPPなどの農業に関する大事な事柄について農業委員会としての意見が言えなくなる、ということではないと国会での答弁の中で大臣がおっしゃっていましたが、農業委員会の方としてはどのような見解をお持ちかお聞かせ頂きたいと思います。

局 長 事務局の方からお話をさせていただきたいと思います。この度の法改正によりまして、おっしゃるとおり、法令上からは、農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議又は諮問への答申について、従来事務としてあったものが無くなりました。ただし、無くなった理由としましては、法律的な根拠がなくても、先程言いましたようなことは、当然農業委員会としての業務としてはあるし、できるということでございます。今後ともそういう法律的根拠がなくても行政やその他の機関に対しての訴えはできるということでございますので、引き続き、同じようにいろいろな要請等を行っていけると思っております。以上でご

ざいます。

7 番 はい。だいたいわかりましたけれども、そうしますと、議会の方から要請がありますと、やはり会長さんが出向かれて、この会としての意見を述べることができますよという受け止めでよろしいでしょうか。

局長 基本的にはそのようなことでよろしいかと思えます。

会長 よろしいでしょうか。

7 番 はい。

会長 他にございますでしょうか。

はい。無いようですと、只今の大田市農業委員会規則の一部改正について、お諮りしたいと思えますがいかがですか。

(異議なしの声多数)

会長 それでは、異議なしということで承認とさせていただきます。以上で議事を終えさせていただきます。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成30年2月1日

会 長 \_\_\_\_\_

(議事録署名委員)

1 番 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_